

令和5年度地域密着型サ ビス事業者等集団指導

～居宅介護支援、介護予防支援～

四日市市 福祉監査室

集団指導の内容について

- 運営（WEB実地）指導結果
- 重要事項説明書について
- 具体的取扱方針について
- 業務継続計画について
- 感染症の予防及びまん延防止について
- 虐待防止に関する事項について
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

運営（WEB実地）指導結果

【居宅介護支援】 R 4 年度運営指導

| 指摘内容 | 件数（件） |
|--------------------------|-------|
| 居宅介護支援費について【過誤調整】 | 1 |
| 重要事項説明書及び運営規程について | 1 4 |
| 具体的取扱指針について | 8 |
| その他 | 2 |
| ◎令和 6 年 3 月 3 1 日まで経過措置 | |
| 業務継続計画の策定等について | 1 2 |
| 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について | 1 1 |
| 虐待の防止について | 1 3 |

運営（W E B 実地）指導結果

【介護予防支援】 R 2 年度W E B 実地指導

| 指摘内容 | 件数（件） |
|-------------------|-------|
| 重要事項説明書及び運営規程について | 3 |
| 事故発生時の対応について | 2 |

重要事項説明書について【居宅介護支援】

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十八条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）

重要事項説明書について【居宅介護支援】

(運営規程)

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他運営に関する重要事項

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）

重要事項説明書について【居宅介護支援】

(2) 内容及び手続きの説明及び同意

指定居宅介護支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

重要事項説明書について【介護予防支援】

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十七条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）

重要事項説明書について【介護予防支援】

(運営規程)

第十八条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の実業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他運営に関する重要事項

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）

重要事項説明書について【介護予防支援】

(2) 内容及び手続きの説明及び同意

指定介護予防支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定介護予防支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防支援事業所から介護予防支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号、老老発第0331016号）

重要事項説明書について

Q. 厚生労働省へ照会

『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）「(2)内容及び手続きの説明及び同意」』に記載がある、利用者申込者がサービスを選択するために必要な重要事項の中に、「苦情処理の体制等」とあるが、「等」は何を指すのか。（介護予防支援も同様）

A. 回答

『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）「(17)掲示」』に記載されている、第三者評価の実施状況を指す。（介護予防支援も同様）

重要事項説明書について【居宅介護支援】

(17) 掲示

① 基準第 22 条第 1 項は、基準第 4 条の規定により居宅介護支援の提供開始時に運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用申込者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ることとしていることに加え、指定居宅介護支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨であるが、次に掲げる点に留意する必要がある。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

重要事項説明書について【介護予防支援】

(17) 掲示

① 基準第 21 条第 1 項は、基準第 4 条の規定により介護予防支援の提供開始時に運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用申込者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ることとしていることに加え、指定介護予防支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨であるが、次に掲げる点に留意する必要がある。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号、老老発第0331016号）

重要事項説明書について

【記載例 1】

(1) 実施無の場合

○.第三者評価の実施状況

第三者評価は実施しておりません。

※社会福祉法に基づく第三者評価を受審していないが、別に評価を受けている場合は、その評価の事を記載することは可。

(2) 実施有の場合

○.第三者評価の実施状況

令和〇年〇月〇日に〇〇（評価機関名）から第三者評価を受けました。

なお、結果については、法人のHPにて公表しております。

重要事項説明書について

【記載例 2】

(1) 実施無の場合

○.第三者評価の実施状況

| | |
|-------------|---|
| 実施の有無 | 無 |
| 実施した直近の年月日 | — |
| 実施した評価機関の名称 | — |
| 評価結果の開示状況 | — |

(2) 実施有の場合

| | |
|-------------|--------------|
| 実施の有無 | 有 |
| 実施した直近の年月日 | 令和〇年〇月〇日 |
| 実施した評価機関の名称 | 株式会社こにゅうどうくん |
| 評価結果の開示状況 | 当法人HPにて公表中 |

重要事項説明書について【居宅介護支援】

(2) 内容及び手続きの説明及び同意

居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

重要事項説明書について【介護予防支援】

(2) 内容及び手続きの説明及び同意

介護予防サービス計画の作成にあたって利用者から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号、老老発第0331016号）

重要事項説明書について【居宅介護支援】

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条

2 居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）

重要事項説明書について【居宅介護支援】

(2) 内容及び手続きの説明及び同意

前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この(2)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行わなければならない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

重要事項説明書について【居宅介護支援】

【記載例】

(別紙)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ●%
 通所介護 ●%
 地域密着型通所介護 ●%
 福祉用具貸与 ●%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

| | | | |
|-----------|------------------|------------------|------------------|
| 訪問介護 | ○○会社 ○○事業所 ●% | □□会社 □□事業所 ●% | △△会社 △△事業所 ●% |
| 通所介護 | ××会社 ××事業所 ●% | ◇◇会社 ◇◇事業所 ●% | ○○会社 ○○事業所 ●% |
| 地域密着型通所介護 | □□会社 □□事業所 ●% | △△会社 △△事業所 ●% | ××会社 ××事業所 ●% |
| 福祉用具貸与 | ◇◇会社 ◇◇事業所 ●% | ○○会社 ○○事業所 ●% | □□会社 □□事業所 ●% |

判定期間 令和 年度
 前期（3月1日から8月末日） ・ 後期（9月1日から2月末日）
 （重要事項説明書が袋綴じしてあれば、下記は不要です。）
 上記について説明を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】
 住所

氏名

【代筆者】氏名

(続柄)

【利用者の代理人】

住所

氏名

重要事項説明書について

○まとめ1

◎重要事項説明書に記載すべき事項（居宅介護支援、介護予防支援）

運営規程の概要

介護支援専門員（担当職員）の勤務の体制（常勤・非常勤）

事故発生時の対応

苦情処理の体制

提供するサービスの第三者評価の実施状況

重要事項説明書について

○まとめ2

◎介護報酬改定により記載が必要な事項（重要事項説明書に記載することが便宜上望ましい事項）①

（居宅介護支援、介護予防支援）※平成30年度改定

□利用者が複数の指定居宅介護（介護予防）サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅（介護予防）サービス計画原案に位置付けた指定居宅（介護予防）サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる。

重要事項説明書について

○まとめ 3

◎介護報酬改正により記載が必要な事項（重要事項説明書に記載することが便宜上望ましい事項） ②（居宅介護支援）※令和3年度改定

□前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合

□前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）

具体的取扱方針について【居宅介護支援】

【指摘内容】

居宅サービス計画に記載されている短期目標について、軽微な変更と判断したにもかかわらず、期間延長をしていなかった。

具体的取扱方針について【居宅介護支援】

⑯居宅サービス計画の変更（第16号）

介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第3号から第12号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。

なお、利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準第13条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとする。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

具体的取扱方針について【居宅介護支援】

◎居宅サービス計画書記載要領

- ③（「長期目標」及び「短期目標」に付する）「期間」
「短期目標」の「期間」は、「長期目標」の達成のために踏むべき段階として設定した「短期目標」の達成期限を記載する。
また、原則として開始時期と終了時期を記入することとし、終了時期が特定できない場合等にあっては、開始時期のみ記載する等として取り扱って差し支えないものとする。

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号）

具体的取扱方針について【居宅介護支援】

| 変更内容 | 国の考え方 | 利用者からの同意 | 変更箇所への記載方法 (※1を参照) | 利用者及びサービス担当者等への周知方法 | 支援経過記録への記録 (※2を参照) |
|----------|--|----------|-----------------------|---------------------|--|
| ⑤目標期間の延長 | 単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要がなく、単に目標期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 | 口頭 | 2表を見え消し (変更年月日付記) | 変更後の 2表を交付 | 必要 ◆※2を記載のほか、次の事項を必ず記録に残すこと。 ①アセスメント（モニタリング）の結果 ②医師やサービス担当者等の専門的見地からの意見を含む軽微な変更 に該当する状況 ③軽微な変更と判断するに至った 介護支援専門員の考え ④当該計画の有効性及び目標を延長 することで期待できる効果を含む 介護支援専門員としての判断 |

軽微な変更の取扱い（四日市市福祉監査室）

HP：<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1533166003121/index.html>

具体的取扱方針について【居宅介護支援】

【指摘内容】

第1表に「短期目標の終了時点には長期目標まで延長します」といった記載があった。

具体的取扱方針について【居宅介護支援】

◎介護サービス計画書の様式について IV-2-③

（「長期目標」及び「短期目標」に付する）「期間」

[理由]

「長期目標」・「短期目標」のいずれにも、「期間」を設定することになっている。目標は達成するために立てられるものであり、目標を達成するために居宅サービス計画があるものである。

この「期間」を設定する理由としては、計画的に支援することと、期間の終期に目標の達成が図られているか居宅介護支援の評価を行うことにより、例えば、長期間にわたって漫然とした支援を行うようなことを防止するという二つがある。

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号）

具体的取扱方針について【居宅介護支援】

◎まとめ

目標設定の期間の延長については、予め決めるのではなく、終期の時点において、軽微な変更として延長をするのか、一連のケアマネジメントを行い居宅サービス計画を変更するのかを判断すること。

※認定期間変更等、大きな変更がある場合は一連のケアマネジメントを行う必要がある

業務継続計画について【R6.3.31まで経過措置】

(居宅介護支援)

(業務継続計画の策定等)

第十九条の二

指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）

業務継続計画について【R6.3.31まで経過措置】

(介護予防支援)

(業務継続計画の策定等)

第十八条の二

指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）

業務継続計画について 【R6.3.31まで経過措置】

◎業務継続計画の策定について

- イ 感染症に係る業務継続計画
 - a 平時からの備え（体制構築・整備・感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等）
 - b 初動対応
 - c 感染症拡大防止体制の確保（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

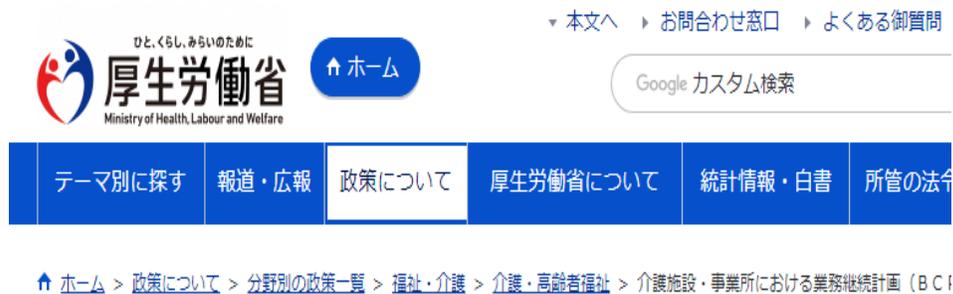
業務継続計画について 【R6.3.31まで経過措置】

◎業務継続計画の策定について

- 災害に係る業務継続計画
 - a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - c 他施設及び地域との連携

BCPに関する事項について

- 業務継続計画の策定について



介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修を開催しました。研修時の資料と作成手順の研修動画（令和3年度）を掲載しましたので是非ご覧ください。

総論等もご視聴いただけますとより理解を深めることができますので併せてご利用ください。

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<新型コロナウイルス感染症編>

[・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)

[・様式ツール集](#)

[・感染症ひな形（入所系）](#) [・感染症ひな形（通所系）](#) [・感染症ひな形（訪問系）](#)

【例示入り】<R3年度 NEW！>

[・感染症ひな形（入所系）](#) [・感染症ひな形（通所系）](#) [・感染症ひな形（訪問系）](#)

<自然災害編>

[・自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)

[・自然災害ひな形](#)

【例示入り】<R3年度 NEW！>

[・自然災害ひな形（共通）](#) [・自然災害ひな形（サービス固有）](#)

厚生労働省HP「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

業務継続計画について【R6.3.31まで経過措置】

◎研修について

【研修内容】

感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行をおこなうもの。

※感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない

【研修回数】

年1回以上

業務継続計画について【R6.3.31まで経過措置】

◎訓練について

【訓練内容】

感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施するケアの演習等を行う。

※感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない

【訓練回数】

年1回以上

業務継続計画について 【R6.3.31まで経過措置】

◎訓練について（感染症）

条件付け

- ・ 利用者が新型コロナウイルス感染症に感染
- ・ 昨日、その利用者宅へ訪問し、モニタリングを実施 等

※利用者は具体的な方を想定すると、連絡するサービス事業所、その方に合った代替のサービスを調整するかの確認にもなる。

※滞在時間や相手方とどのような接触があったかを具体的に想定するとどのような基準で出勤をするのか、事業所の機能を縮小するのかの判断ができる。

業務継続計画について 【R6.3.31まで経過措置】

◎訓練について（災害）

条件

- ・ 震度 5 強の地震が、サービス提供中（昼間）に発生
- ・ 建物の損壊はなし。
- ・ ライフラインは水道が出ないのみ。 等

※利用者の安否確認やサービス事業所の被害状況を把握することで、利用者に必要なサービスが提供できているか確認をする。

※関連事業所と行うとより実践的になる。

業務継続計画について【R6.3.31まで経過措置】

◎まとめ

業務継続計画の作成

①感染症 ②災害

研修 定期的を実施する（年1回以上）

訓練 定期的を実施する（年1回以上）

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】（居宅介護支援）

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第二十一条の二 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】（居宅介護支援）

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第二十一条の二

二 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】（介護予防支援）

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第二十条の二 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】（介護予防支援）

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第二十条の二

二 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】

◎委員会について

構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号、老老発第0331016号）

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】

◎委員会について

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号、老老発第0331016号）

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】

◎委員会について

感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号、老老発第0331016号）

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】

◎指針について

□ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号、老老発第0331016号）

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】

◎指針について

◎平常時の対策とは

事業所内の衛生管理（環境の整備等）

ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】

◎指針について

◎発生時の対応とは

発生状況の把握、感染拡大の防止、

医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の

関係機関との連携、行政への報告

※事業所内の連絡体制や、上記関係機関への連絡体制を整備し明記しておくことも必要。

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】

◎研修について

【研修内容】

感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うもの。

【研修回数】

年1回以上

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】

◎訓練について

【訓練内容】

感染症が発生した場合を想定し、事業所内の役割分担の確認や感染対策をしたうえでのケアの演習等を実施する。

※感染症に係る業務継続計画に基づく訓練と一体的に実施しても差し支えない。

【訓練回数】

年1回以上

感染症の予防及びまん延防止について

【R6.3.31まで経過措置】

◎まとめ

委員会　　おおむね6月に1回以上開催

※1人の事業所の場合、指針整備で可

指針の整備

①平常時の対策　②発生時の対応

研修　　定期的に実施（年1回以上）

訓練　　定期的に実施（年1回以上）

※感染症に係る業務継続計画に基づく訓練と一体的に
実施しても差し支えない

虐待防止に関する事項について

【R6.3.31まで経過措置】（居宅介護支援）

（虐待の防止）

第二十七条の二 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）

虐待防止に関する事項について

【R6.3.31まで経過措置】（居宅介護支援）

（虐待の防止）

第二十七条の二

三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）

虐待防止に関する事項について

【R6.3.31まで経過措置】（介護予防支援）

（虐待の防止）

第二十六条の二 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）

虐待防止に関する事項について

【R6.3.31まで経過措置】（介護予防支援）

（虐待の防止）

第二十六条の二

三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）

虐待防止に関する事項について

【R6.3.31まで経過措置】

◎委員会について

【委員会の内容】

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）

虐待防止に関する事項について

【R6.3.31まで経過措置】

◎委員会について

【委員会の内容】

- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）

虐待防止に関する事項について

【R6.3.31まで経過措置】

◎委員会について

【開催回数】

- ・ 定期的に開催 = 年 1 回以上は必要と考える。
- ・ 委員会の内容について、虐待の防止のための職員研修の内容に関することがあるため、法定研修の内容を検討することが必要。
 - ※ 虐待があった場合の委員会は定期的とは言えない
 - ※ 既存会議体の活用も可。他サービス事業者との連携も可。

虐待防止に関する事項について

【R6.3.31まで経過措置】

◎指針について

【記載内容】

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）

虐待防止に関する事項について

【R6.3.31まで経過措置】

◎指針について

【記載内容】

ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項

ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）

虐待防止に関する事項について

【R6.3.31まで経過措置】

◎研修について

【研修内容】

委員会において検討すること。

【研修回数】

年1回以上

※1人の事業所であっても必要。他事業所との合同開催も可。

虐待防止に関する事項について

【R6.3.31まで経過措置】

◎担当者について

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）

指定居宅介護支援事業所（指定介護予防支援事業所）における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

※ ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）、②虐待の防止のための指針（第2号）、③虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）

虐待防止に関する事項について

【R6.3.31まで経過措置】

◎まとめ

委員会 定期的に実施（年1回以上が望ましい）

指針の整備 盛り込むべき項目を記載すること

研修 定期的 to 実施（年1回以上）

担当者の設置

委員会、指針の整備、研修を適切に実施するために設置

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

事務連絡一部を抜粋 「別添」事務連絡-別紙1を参照

1 臨時的な取扱いの継続 該当なし

2 - (1) 臨時的な取扱いの一部修正 (基準等)

利用者や従業者 (同居する家族を含む) に新型コロナ感染者 (又はその疑いがある者) が発生した場合において柔軟な取扱いを継続する。

第11報: 問4

第15報: 問1

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

事務連絡一部を抜粋「別添」事務連絡-別紙1を参照

2 - (2) 臨時的な取扱いの一部修正（研修）

実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。

第4報：問1 2

第14報：問1、問2

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

事務連絡一部を抜粋「別添」事務連絡-別紙1を参照

3 終了した取扱い

令和5年5月7日をもって臨時的取扱いを終了する。

第3報：問9

第4報：問9、問10、問11

第5報：問4

第6報：問4

第8報：問1

第11報：問5

さいごに

- 運営（WEB実地）指導結果
- 重要事項説明書について
- 具体的取扱方針について
- 業務継続計画について
- 感染症の予防及びまん延防止について
- 虐待防止に関する事項について
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

その他

アンケート調査にご協力をお願いいたします。

提出をもって出席とします。

提出期限：令和5年10月2日（月）

U R L : <https://logoform.jp/form/7p72/262968>

Q R コード :



ご視聴ありがとうございました